

## 第5期摂津市地域福祉計画策定業務プロポーザル実施要項

### 1. 目的

この要項は、第5期摂津市地域福祉計画策定業務委託業者選定をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」）で選定するための各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定める。

契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者または業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行い、プロポーザルに参加する事業者（以下「事業者」という。）が提出した提案書等の内容及びプレゼンテーション等の状況を評価し、最も高い評価を受けた参加者を契約候補者として選定する。

※地域福祉計画・・・社会福祉法第107条に基づくもの

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 : 第5期摂津市地域福祉計画策定業務
- (2) 業務内容 : 別紙「第5期摂津市地域福祉計画策定業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 : 契約締結日から令和8年3月31日
- (4) 予算額 : 7,618千円（消費税及び地方消費税を含む契約上限額）

### 3. 参加資格

このプロポーザルに参加する者は以下のすべての条件を満たす者とする。

- (1) 各仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (2) 摂津市に対する入札資格を有していること。
- (3) 摂津市から資格停止措置等を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしているものでないこと。
- (8) 本件と類似する契約実績を有すると認められること。

### 4. 選定スケジュール

項目	日程
実施要項・仕様書等の配布（保健福祉課HPにて）	令和7年4月7日（月）
質問の提出受付期限	令和7年4月14日（月）
質問の回答	令和7年4月18日（金）
プロポーザル参加意思表示書の提出期限	令和7年4月21日（月）
企画提案書の提出期限	令和7年4月30日（水）
プレゼンテーション	令和7年5月8日（木）
結果通知	令和7年5月中旬予定

### 5. 質問の受付及び回答

実施要項の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式1）を電子メールにて送付すること。

- (1) 提出期限：令和7年4月14日（月）午後5時まで
- (2) 回答方法：質問に対する回答は、令和7年4月18日（金）午後5時までに、市ホームページに掲載する。

## 6. 提案書提出意思の確認

このプロポーザルに参加する意思のある者は、電子メールで参加意思表明書（様式2）を、令和7年4月21日（月）午後5時までに回答すること。

なお、メールの件名を「●プロポーザル参加意思表明（会社名）」とすること。

## 7. 企画提案書の提出

(1) 提出期限：令和7年4月30日（水）午後5時まで

(2) 提出方法：提出期限内に事務局あてに持参（受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時まで）または送付（発送の履歴を証明できる郵送方法、宅配便等）による。

(3) 提出書類：企画提案書等 各6部及び電子媒体

・企画提案書、業務実施体制、作業工程スケジュール、会社概要書、業務実績書、  
（すべて任意の様式による）

※企画提案において、第4期摂津市地域福祉計画を踏まえた第5期摂津市地域福祉計画のフォーマットの概要について示すこととする。

・見積書（人件費、諸経費など内訳が判別できるよう、できるだけ詳細に記載）

仕様書の内容を踏まえた上で、貴社の優位性や特に強調したいことを記載し、本市広報や発行物等から見える本市の特色を生かせる企画提案書となるよう考慮すること。

## 8. プレゼンテーション

企画提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。

(1) 日 時：令和7年5月8日（木）午後1時30分から

(2) 提案方法：1者につきプレゼンテーション30分、質疑応答10分を予定

(3) 留意事項

①プレゼンテーションは事前に提出された企画提案書等をベースに行う。

②出席者は5名以内とし、プレゼンターは本業務に携わる責任者とする。

③プレゼンテーションは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明することができる。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、提案者がパソコン及び接続用ケーブルを持参すること。

④日程、時間、会場等の詳細は、各提案者に別途通知する。

## 9. 企画提案の審査等について

(1) 審査委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーションを総合的に評価し、審査委員会の評価点の合計が最も高い者を優先候補者とする。

ただし、プレゼンテーションの結果、全体配点の60%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先候補者としない。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準の概要
業務実績	・会社概要及び会社における直近5年間の地域福祉計画及び福祉部門の計画策定に伴う基礎調査・計画策定業務の実績について ・業務責任者に係る計画策定業務の実績について
業務体制・業務工程	・業務遂行にあたり適切な人員配置・バックアップ体制となっているか。 ・計画策定までの作業工程や進行管理は、仕様書に基づいた具体的かつ効率的なものであるか。
基礎調査	・国の動向や社会情勢、他市状況を踏まえ、本市における地域特性及び地域福祉の現状分析及び課題抽出が可能であるか。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の各福祉分野計画のほか、摂津市社会福祉協議会で策定予定である「第3期地域福祉活動計画」との整合性について</li> </ul>
業務内容の理解と分析能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査及び地域福祉懇談会における実施手法や課題分析についての提案内容が、具体的かつ効果的なものであるか。</li> <li>・前項目を踏まえた計画の骨子案及び素案の作成が可能であるか。</li> <li>・第4期摂津市地域福祉計画や他市の地域福祉計画等を踏まえた、第5期地域福祉計画のフォーマットに係る提案の妥当性について</li> </ul>
デザイン性と市民への発信性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や関係者が興味を示すための工夫・手法が示されているか</li> </ul>
提案内容の妥当性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体性・実現性の高い提案内容となっているか。</li> <li>・第5期地域福祉計画策定業務における、優位性（強み）または強調するポイントについて</li> <li>・提案内容に対する見積額について</li> </ul>

### (3) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に対して通知する。

## 10. 契約

(1) 摂津市は、最高得点者を契約の優先候補者とし、契約交渉を行うものとする。

ただし、最高得点者が選考後、参加資格要件を満たさないと認められた場合及び契約交渉が不調の場合は、次に得点の高い事業者から順に契約交渉を行うものとする。

契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、摂津市と詳細について協議する。この際、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。

(2) 契約については、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において契約を締結する。

## 11. その他

(1) 企画提案にかかる費用はすべて参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けない。

## 12. 問い合わせ先

摂津市保健福祉部保健福祉課 担当：三野・上野（事務局代表）

住 所：〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

電 話：06-6383-1386（直通） 平日 9：00～17：00

F A X：06-6383-5252

E-mail：hoken-fukushi@city.settsu.osaka.jp